

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-40)

施策名	目標9-2環境アセスメント制度の適切な運用と改善				担当部局名	環境影響評価課	作成責任者名	上杉 哲郎		
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備				
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。			目標設定の考え方・根拠	環境影響評価法			政策評価実施予定時期	平成25年6月	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
2 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
3 上位計画等に係る環境省意見の提出回数[回]※一案件で複数回提出する場合がある	-	-	-	-	-	-	-	-	-	上位計画等(配慮書手続の先行実施等)の環境アセスメントの適用事例を積み重ね、環境保全の見地からの知見等を蓄積するため、当該指標を測定指標として選定。※平成25年度から、上位計画等も配慮書手続として環境影響評価法に含まれるため、測定指標3は平成24年度まで。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(百万円)		24年度当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
(1) 環境影響評価制度高度化経費(昭和55年度)	81(59)	84(69)	60	1, 2	改正された環境影響評価法の確実かつ円滑な実施に向けて、必要な調査・検討及び説明会を行うとともに、上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメント制度について調査・検討を進める。					
(2) 環境アセスメント技術調査費(昭和55年度)	59(49)	67(56)	50	1, 2	環境影響評価法の改正により平成25年度より実施される配慮書手続が一定以上の適切な水準となるよう、手続の具体的な手法についてわかりやすく説明した技術ガイドを作成するとともに、中央環境審議会答申等で示された環境影響評価実施にあたっての技術的課題について調査・検討を進める。これにより、配慮書等の環境影響評価手続について一定の水準が確保され、各事業において環境保全に対する配慮が適切に図られる。					
(3) 環境影響評価審査体制強化費(平成23年度)	-	54(48)	41	1, 2	環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに全国的あるいは諸外国の知見の収集・整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。					
(4) 災害復旧事業等に係る環境影響評価フォローアップ事業費(平成24年度)	-	-	34	1	東日本大震災による災害復旧事業のうち、環境影響評価法の適用除外事業で実施する特定環境影響評価について、フォローアップ調査を実施し、事業者による環境保全措置の効果の検証などを通じ、地域における環境配慮の確保及び復旧事業の円滑な実施を図る。火力発電所リプレースガイドラインについては、その適用状況等を確認することにより、適切にアセスが行われているか検証等を行い、火力発電所リプレースの環境影響評価手続における適切な合理化の実現を図る。					
(5) 地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費(平成20年度)	8(8)	18(18)	18	1, 2	環境影響評価が予定される案件の情報収集を行うとともに、地域の環境情報の収集・整理、現地調査、専門家ヒアリング、地方環境事務所における審査手続マニュアルの作成等を行い、地域特性に応じた審査を実施するための体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価法改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響審査の円滑かつ効果的な実施が図られる。					

風力発電等導入等に係る 環境影響評価促進モデル (6) 事業 (平成23年度)(環境省 24-2)	-	-	-	1.2	環境影響評価法改正により風力発電も対象となること、東日本大震災を契機に風力発電・地熱発電等の再生エネルギーの増加が見込まれていること等から、風力発電等における環境影響評価手続を先行的に取り組む事業者による配慮書段階のモデル事業を実施するとともに、環境基礎情報の整備・提供等を行うことにより、質が高く効率的な環境影響評価の実施の促進が見込まれる。
---	---	---	---	-----	--